

高度人材ポイント制にかかる特別加算の項目新設

(法務省関係国家戦略特別区域法第二十六条に規定する
政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める命令 第3条)

規制改革の内容

特例措置前

学歴や職歴、年収などをポイント化した項目に基づき、合計した点数が70点以上となる人材に、出入国管理上の優遇措置を受けられる在留資格「高度専門職」を付与

特例措置

地方公共団体が認定する事業の対象企業等に就労する外国人についてはボーナスポイントとして10点を加算

効果

当該区域における高度外国人材の就労の促進

規制改革の概要

東京都で就労する人材(高度専門・技術分野)の場合

学歴	修士号	20点
職歴	10年	20点
年収	480万	0点
年齢	34歳	10点
ボーナス	日本語能力試験(N2)	10点



東京都認定事業の対象企業への就労	10点
------------------	-----



合計

70点

⇒在留資格
「高度専門職」に!